

恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付要綱

公益財団法人恵那市文化振興会

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵那市伝統保存文化育成事業（以下「当該事業」という。）を適宜且つ円滑に実施するため、予算の範囲内において恵那市伝統保存文化育成事業補助金を交付するものとし、その交付等に関して公益財団法人恵那市文化振興会補助金交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 市内の貴重な伝承伝統保存文化を保存伝承する活動及び、各団体を取りまとめ運営する活動に対し、活動の支援と必要な経費の一部を補助し地域文化の振興に資することを目的とする。

(補助対象活動)

第3条 補助対象活動は、所期の目的を達成するため次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の伝統保存文化を伝承保存する活動。
- (2) 地域の伝統保存文化を市内の行事等において実演又は披露する活動。
- (3) その他、地域の伝統保存文化に寄与する活動。

(補助対象団体等)

第4条 補助認定を受けようとする申請団体は、当該事業の趣旨に則して第3条に定める活動を自ら企画・実施することが可能な団体で、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 恵那市文化振興会の会員になること。
- (2) 活動の場所及び組織母体が市内にあり、恵那市文化振興会が主催する事業に参加できる団体であること。
- (3) 対象年度において、恵那市及び恵那市の公的団体から同一目的の補助金等を受けていないこと。
- (4) 補助認定を受けようとする活動の内容が、青少年育成上問題があるもの、又は公序良俗に反するものでないこと。
- (5) 補助認定を受けようとする活動の内容が、特定の政治及び宗教又は営利を目的としたものでないこと。

(補助金の募集)

第5条 会長は、当該事業が市民の文化振興に寄与することを目的とした事業であることを広く市民一般に対して情報提供し、その活動に対して補助金を募集する旨を公表しなければならない。

(補助金の申請)

第6条 補助金を申請しようとする団体は、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。ただし、同一年度内における補助申請は一団体につき1回とする。

- (1) 恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 恵那市伝統保存文化育成事業計画書(様式第2号)
- (3) 恵那市伝統保存文化育成事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 事業を実施しようとする組織の構成員名簿(様式第4号)

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、事業に直接必要な経費のうち別表1に基づくものとする。

2 別表1にない経費について補助を要望する場合は、その理由を恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に明記し、対象の適否について判断を受けるものとする。

3 道具類の新調、修理のみに関する補助申請は認めない。

(補助対象外経費)

第8条 次のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

- (1) 活動団体の運営等に係る経常的な経費及び、飲食に係る経費。
- (2) 伝承保存活動とは関係ない経費。
- (3) 事務所等を保有する場合に、光熱水費、電話代等の事務所の維持管理に係る経費。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、予算の範囲内で原則一事業につき50万円を上限とし、その額は選考委員会で決定する。

(審査)

第10条 会長は、補助申請のあった活動を精査するために選考委員会を設置して公平に審査をしなければならない。

2 審査方法及び基準等については、当要綱に定めるもののほか、必要に応じて別に会長が定める。

(選考委員会)

第11条 選考委員会は、申請のあったすべての活動について、関係書類等をもとに審査を行い、認定の可否について決定しなければならない。

2 選考委員会は、必要に応じて申請内容等について申請団体から聞き取りを行い、修正が必要な場合には関係書類等を指導のうえ、再提出させることができる。

(選考委員)

第12条 前条に定める選考委員会の委員は、当市の文化に精通した役員及び、専門家等の学識経験者により構成し、応募関係者等の利害関係者は排除するものとする。

(審査結果)

第13条 第11条に定める審査結果による認定の可否について、恵那市伝統保存文化育成事業補助金審査結果通知書（様式第5号）により申請団体に直接通知するものとする。

(補助対象団体及び内容の公表)

第14条 会長は、当該事業の補助対象に決定した団体及び活動内容について、公衆の見やすい場所に掲示をするなどの方法により公表しなければならない。

(交付の決定)

第15条 会長は、補助認定をした申請団体に対し、恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付決定通知書（様式第6号）を交付しなければならない。

(変更承認申請)

第16条 申請団体は、申請後において補助事業の内容を変更しようとする場合は、恵那市伝統保存文化育成事業変更承認申請書（様式第7号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(補助金概算払い請求)

第17条 補助決定を受けた申請団体は、前もって補助金の概算払いを受けなければ補助事業の実施が困難な場合は、恵那市伝統保存文化育成事業補助金概算払請求書（様式第8号）により、概算払いを請求することができる。

2 概算払いを請求する場合には、概算により交付することの原因を証明する書類を添付しなければならない。

(実績報告)

第18条 申請団体は、補助事業終了後速やかに恵那市伝統保存文化育成事業実績報告書

(様式第 9 号) に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 恵那市伝統保存文化育成事業収支決算書 (様式第 10 号)

(2) 恵那市伝統保存文化育成事業の活動内容が確認できる写真、記録等 (任意様式)

(補助金の額の確定)

第 19 条 会長は前条の規定により実績報告書が提出された場合において、当該事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付確定通知書 (様式第 11 号) により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 20 条 補助金の交付を受ける場合は、恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付請求書 (様式第 12 号) を会長に提出するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 21 条 会長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 天変地異等やむをえない事情を除き、事業が実施されていないとき。

(2) この要綱により提出した申請手続き等の内容に、大きな誤り又は偽りがあった場合。

(3) 補助金を目的以外の用途に使用したとき、又はその事実が判明したとき。

(4) 補助認定を受けた後、変更承認を得ることなく計画と大幅に異なる事業内容に変更、又は実施しようとしたとき。

(5) その他、補助事業に実施に関して不正な行為があったとき。

(経理)

第 22 条 補助金の交付を受けた申請団体は、当該事業に係る経理についての収支の事実を明らかにできるよう、請求書、領収書等を保管し証拠書類を整備しなければならない。

(完了検査と証拠書類の保管)

第 23 条 会長は、補助事業が完了した後に事業内容及び補助金等の事業収支について、決算検査を行うこととし、申請団体は必要な関係書類を提出するものとする。

2 会長から検査を指示された職員は、決算検査後速やかに報告書を作成し、その結果を検査調書 (様式第 13 号) により報告しなければならない。

3 一連の証拠書類等必要な書類は、事業完了日に帰属する会計年度の終了後 5 年間保存することとし、公益財団法人恵那市文化振興会がこれを保存する。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年12月18日より施行する。

別表 1 補助対象経費

①賃金

賃金は市の規程に準ずる。

②謝金

国、県等の補助事業の単価を参考として、協議のうえ決定する。

③旅費

旅費は市の規程に準ずる。

④使用料及び賃借料

会場使用料、付帯設備使用料、楽器借料、器具等借料等

⑤設営費

会場設営費、展示工作・撤去費等

⑥舞台費

大道具費、小道具費、衣装費、照明費、音響費等

⑦運搬費

道具運搬費

⑧原材料費

原材料費

⑨印刷費

プログラム印刷費、資料印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費、アンケート用紙印刷費等

⑩記録費

録画費、録音費、写真費等

*当該活動の成果として記録するものに限る。

⑪通信費

案内状送付料等

⑫宣伝費

広告宣伝費、立看板作成費、入場券販売手数料等

⑬伝承活動に必要な道具類の新調、修理に関する経費は 10 万円までとする。

* 補助対象経費については、領収書等により経費の確認ができるようにしておくこと。

* 申請書類には、高額なものなどは必要に応じて見積書を添付すること。

※ 原則として食糧費は認められません。ただし必要不可欠な食糧費として師匠、振付師等を依頼した場合の弁当代は認められます。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

公益財団法人

恵那市文化振興会長 様

(申請者) 住 所 恵那市

代表者氏名

印

令和 年度恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付申請書

下記のとおり恵那市伝統保存文化育成事業を実施したく、恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

① 組織（団体）の 名称	
② 組織（団体）の 所在地	
③ 代表者氏名	
④ 連絡先電話番号	
⑤ 事業名	
⑥ 事業着手・完了 予定年月日	着 手 日 年 月 日 完 了 日 年 月 日
⑦ 総事業費 (計画額)	円
⑧ 自己財源額 (予定額)	円

⑨ 入場券売捌き 収入見込額	円
⑩ 補助対象事業費 (計画額)	円
⑪ 補助金額 (⑩－⑨－⑧) 又は 限度額	円
⑫ 補助対象外経費 要望説明	
⑬ 添付書類	(1) 収支予算書 (2) その他参考書類
⑭ 備考	

(様式第2号)

令和 年 月 日

公益財団法人

恵那市文化振興会長 様

(申請者) 住 所 恵那市

代表者氏名

㊞

令和 年度恵那市伝統保存文化育成事業計画書

組織（団体）の名称	
事業名	
1 組織（団体）の現況	
2 事業の目的	
3 事業の内容	
4 効果	

(様式第3号)

令和 年 月 日

令和 年度恵那市伝統保存文化育成事業収支予算書

事業名				
○収入 (単位：円)				
区分	摘要	積算の基礎	金額	備考
自己資金				
入場料収入				
寄付金				
補助金				

○支出 (単位：円)				
区分	摘要	積算の基礎	金額	備考

(様式第4号)

令和 年 月 日

事業を実施しようとする組織（団体）の構成員名簿 [部外秘]

No	氏 名	生年月日	住所	組織内役職
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※個人情報につき、目的外の使用には一切不可。2枚目以降は、コピーをして使用する。

(様式第5号)

第 号
令和 年 月 号

様

公益財団法人 恵那市文化振興会
会 長 ㊟

令和 年度恵那市伝統保存文化育成事業補助金審査結果通知書

令和 年 月 日付けにて申請のありました「 事業」につきまして、選考委員会にて審査を行いましたので、恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり結果を通知します。

記

審査結果

1 組織（団体）の名称	
2 事業名	
3 審査結果	公正な審査の結果 認可されました 認可されませんでした
4 指示事項	

(注)

1. 認可を受けた場合は、上記の指示事項を厳守のうえ事業を実施してください。
2. 規定に則した補助金の取り扱いをしてください。
3. 認可されなかった場合の審査内容や理由等に関する公表は行いません。

(様式第 6 号)

第 号
令和 年 月 号

様

公益財団法人 恵那市文化振興会
会 長 ㊟

令和 年度恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けにて申請のありました「 事業」につ
きまして、次のとおり決定しましたので、恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付要綱
第 15 条の規定により通知します。

記

1 交付年度	年度
2 事業名	
3 補助金の 交付決定額	円
4 交付条件	(1) この補助金は、恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付要綱に基 づくもので、この目的以外に使用してはなりません。 (2) この補助金を他の目的にしようした場合、または補助事業を中止・ 廃止したり、不正な行為や不適当な運用を行った場合は、補助金の 一部もしくは全部の返還を命ずることがあります。 (3) 補助事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書、収支決算 書等を提出してください。 (4) 会長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、 または補助事業の執行状況について実地検査をします。 (5) 文化振興会監事、市監査委員から要求があるときは、いつでも監 査を受けなければなりません。 (6) この補助金に係る帳簿、その他証拠書類は事業完了年度の翌年か ら 5 年間保存しなければなりません。

(様式第 7 号)

令和 年 月 日

公益財団法人

恵那市文化振興会長 様

(申請者) 住 所 恵那市

代表者氏名

㊞

令和 年度恵那市伝統保存文化育成事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり内容等の変更をしたいので、恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付要綱第 16 条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

① 組織（団体）の 名称	
② 組織（団体）の 所在地	
③ 代表者氏名	
④ 連絡先電話番号	
⑤ 事業名	
⑥ 事業着手・完了 予定年月日	着 手 日 年 月 日 完 了 日 年 月 日
⑦ 総事業費 (変更後の額)	円
⑧ 自己財源額 (予定額)	円

⑨ 入場券売捌き 収入見込額	円
⑩ 補助対象事業費 (変更後の額)	円
⑪ 補助金額 (⑩－⑨－⑧) 又は 限度額	円
⑫ 補助対象外経費 要望説明	
⑬ 変更後の事業内 容等	
⑭ 添付書類	(1) 収支予算書 (2) その他参考書類
⑮ 備考	

(様式第8号)

令和 年 月 日

公益財団法人

恵那市文化振興会長 様

(請求者) 住 所 恵那市

代表者氏名

㊞

令和 年度恵那市伝統保存文化育成事業補助金概算払い請求書

令和 年 月 日付け 恵文振指令第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、補助金の概算払いを願いたく、恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付要綱第17条の規定により関係書類を添えて請求いたします。

1 事業名

2 請求額

円

※振込先を記入してください。

金融機関名	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※事業完了前に補助金が必要な場合に提出

(様式第 9 号)

令和 年 月 日

公益財団法人

恵那市文化振興会長 様

(報告者) 住 所 恵那市

代表者氏名

㊞

令和 年度恵那市伝統保存文化育成事業実績報告書

令和 年 月 日付け 恵文振指令第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付要綱第 18 条の規定により関係書類を添えて実績報告をいたします。

① 組織（団体）の 名称	
② 組織（団体）の 所在地	
③ 代表者氏名	
④ 連絡先電話番号	
⑤ 事業名	
⑥ 交付決定年月日 及び番号	年 月 日 第 号

⑦ 事業着手・完了 予定年月日	着 手 日 年 月 日 完 了 日 年 月 日
⑧ 補助金の額	円
⑨ 添付書類	(1) 収支決算書 (2) その他参考書類
⑩ 備考	

(様式第 10 号)

令和 年 月 日

令和 年度恵那市伝統保存文化育成事業収支決算書

事業名				
○収入 (単位：円)				
区分	摘要	積算の基礎	金額	備考
自己資金				
入場料収入				
寄付金				
補助金				

○支出 (単位：円)				
区分	摘要	積算の基礎	金額	備考

(様式第 11 号)

第 号
令和 年 月 号

様

公益財団法人 恵那市文化振興会
会 長 (印)

令和 年度恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付けにて申請のありました「 事業」につきまして、次のとおり確定しましたので、恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付要綱第 19 条の規定により通知します。

記

1 交付年度	年度
2 事業名	
3 補助金の 交付確定額	円
4 交付条件	(1) この補助金は、恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。 (2) この補助金を他の目的にしようした場合、または補助事業を中止・廃止したり、不正な行為や不適当な運用を行った場合は、補助金の一部もしくは全部の返還を命ずることがあります。 (3) 会長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または補助事業の執行状況について実地検査をします。 (4) 文化振興会監事、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。 (5) この補助金に係る帳簿、その他証拠書類は事業完了年度の翌年から 5 年間保存しなければなりません。

(様式第 12 号)

令和 年 月 日

公益財団法人

恵那市文化振興会長 様

(請求者) 住 所 恵那市

代表者氏名

㊞

令和 年度恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた
補助事業について、事業が完了したので、恵那市伝統保存文化育成事業補助金交付要綱第
19条の規定により関係書類を添えて請求いたします。

1 事 業 名

2 請 求 額

円

※振込先を記入してください。

金融機関名	
講座番号	
フリガナ	
口座名義人	

(様式第 13 号)

検査調書（恵那市伝統保存文化育成事業）

交付決定番号	令和 年度 第 号
補助事業名	
交付決定額	円
事業期間	着 手 日 年 月 日 完 了 日 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日
実績報告書受理年月日	令和 年 月 日
検査場所	公益財団法人 恵那市文化振興会
検査年月日	令和 年 月 日
組織（団体）の名称	
組織（団体）の所在地	
代表者氏名	
検査意見	検査の結果、実績報告書のとおり完了したことを認める。
上記のとおり検査しましたので報告いたします。 令和 年 月 日 検査員職氏名 _____ ㊞ 検査立会人職氏名 _____ ㊞ 公益財団法人 恵那市文化振興会 様	